

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中11名です。  
定足数に達しておりますので第4回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。  
(異議なし)  
異議ないものと認め指名いたします。  
農業委員5番委員  
農業委員7番委員にお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。  
始めに第13号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。  
事務局より説明をお願いします。

事務局

第13号議案について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。所有権移転10件です。お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は53年・46年で、年間従事予定日数は共に100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で20分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は29,852.03㎡です。権利取得後は、水稻・露地野菜・梅・栗の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。譲受人は農地を祖父から引き継ぐため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・父・祖父・祖母で、農作業歴は5年・26年・52年・42年、年間従事予定日数は30日・50日・280日・120日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩10分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は10,807.01㎡です。権利取得後は、れんげ・芋類の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。譲受人の農地を母から引き継ぐため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・父・母・子で、農作業歴は26年・52年・42年・5年で、年間従事予定日数は50日・280日・120日・30日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩10分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は10,807.01㎡です。権利取得後は、れんげ・芋類の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は労力不足なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は65年・60年、年間従事予定日数は共に300日であり、必要な作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩3.2分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は11,611㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺

農地に支障をきたしません。

以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番。譲受人の自作地と隣接農地で耕作に都合が良いため、申請番号6番の案件と交換により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・妻・子があり、農作業歴は57年・45年・27年、年間従事予定日数は200日・200日・60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は18,334.28㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番。譲受人の自作地と隣接農地で耕作に都合が良いため、申請番号5番の案件と交換により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・妻・子・子の妻があり、年間従事予定日数は46年・26年・13年・11年、年間従事予定日数は350日・320日・90日・50日あり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は15,354.68㎡です。権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は仕事で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・父・母・妻があり、農作業歴は40年・70年・50年・2年で、年間従事予定日数は150日・280日・280日・100日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩で15分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は7,595㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号8番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は遠方在住で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・妻・息子・娘があり、農作業歴は19年・19年・3年・1年で、年間従事予定日数は180日・180日・30日・60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩1分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は4,316㎡です。権利取得後は、水稻の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号9番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・妻・次男があり、農作業歴は45年・40年・3年で、年間従事予定日数は300日・200日・300日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で6分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は446,890.52㎡です。権利取得後は、牧草の作付けを予定しており、ゆくゆくはイチゴを作付けする計画で、

周辺農地に支障をきたしません。

以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号10番。譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で規模縮小するため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・母・娘婿、農作業歴は10年・67年・1年で、年間従事予定日数は100日・250日・60日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必

	<p>要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から徒歩3分の距離にあり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は2,010㎡です。権利取得後は、栗・ネギ他の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上の事から許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から10番について、許可する事を原案といたします。 第13号議案の説明を終わります。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はありませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第13号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。
議 長	次に、第14号議案の農地法4条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第14号議案について説明させていただきます。議案書6ページをご覧ください。転用2件です。議案書7ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。 この案件は、地域行事や法事の際に駐車スペースが不足していたため、昭和58年に駐車場として整備し、現在まで利用していました。相続の際に農地法手続きが未了であった事をしり、是正をかねて申請するものです。 農地区分は表の第2種農地③「市街地に近接する区域にある農地で、一団となる農地の規模が10ha未満である農地」に該当すると判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、駐車場と進入路としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 昭和58年に申請人の亡き父が当該地に倉庫兼離れの建築と進入路を整備して、現在まで利用していましたが、農地法の手続きを行っていなかった事がわかり、是正をかねて申請をするものです。農地以外の利用をしていた事に対する始末書が添付されております。 農地区分は、表の第2種農地③「市街地に近接する区域にある農地で、一団となる農地の規模が10ha未満である農地」に該当すると判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第2種農地の許可基準を満たします。 転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、倉庫兼離れと進入路としての転用計画はやむを得ない規模と考えます。従前と変わらない利用計画であり、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p> <p>以上、第14号議案2件につき、許可相当意見とする事を原案といたします。 説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はありませんか。

議 長 議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 第 14 号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。
議 長	次に、第 15 号議案の農地法 5 条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	第 15 号議案について説明させていただきます。議案書 8 ページをご覧ください。 所有権移転 2 件、賃借権設定 1 件です。 議案書 9 ページをご覧ください。
	<p>申請番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。 受人は、■■■市に本店おき、整備事業を営んでおります。今般、事業拡大のため隣接宅地を工場敷地として購入し、大型車両の駐車・転回スペースを確保するために、当該地を駐車場として利用するものです。 農地区分は、表の第 2 種農地③「市街地に近接する区域にある農地で、一団となる農地の規模が 10ha 未満である農地」に該当すると判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満たします。 転用許可の一般基準についてですが、利用率は 100%であり、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等も調整中で、計画図面も出来ており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、雨水は敷地内浸透ですが、雨水が流入しないように対処する計画で、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p>
	<p>申請番号 2 番。申請者、申請地記載のとおり。 借人は、■■■市にて土木建設業を営んでおり、この度作手地内において、公共工事を行うにあたって残土が発生する事になり、申請地の湿田を残土の埋立てにより道路との高低差を解消し管理しやすい土地にしたい賃貸人との願いが一致した事により、農地改良を兼ねた残土処分場として一時転用するものです。 なお貸人はかさ上げ後は栗畑として活用していきます。 農地区分は、4 筆の内 2 筆は表上部の農用地区域内農地「農業振興地域整備計画で農用地区域とした農振農用地」に該当し、他の 2 筆については、表最下段の第 2 種農地「上記いずれにも該当しない農地」に該当すると判断しました。 本件は、農用地については、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される一時転用であり、2 種農地については、農地以外の土地や第 3 種農地を確保できなかった事から、それぞれの農地区分の許可基準を満たします。 転用許可の一般基準についてですが、利用率は 100%であり、全額自己資金でまかなう計画で、関係法令等も調整中で、計画図面も出来ており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、既設側溝に放流する計画で、周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p>
	<p>申請番号 3 番。申請者、申請地記載のとおり。 受人は、■■■市の借家に居住しています。今般、集落性があり、住環境の条件も良い申請地に、住宅及び車庫を建築し、別荘利用とするため、また譲渡人は高齢のうえ遠隔地に居住しているため譲渡をするものです。 農地区分について、表最下段の第 2 種農地「上記いずれにも該当しない農地」に該当すると判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、第 2 種農地の許可基準を満た</p>

	<p>します。</p> <p>転用許可の一般基準についてですが、建ぺい率 27.69%、利用率は 100%であり、関係法令等も調整中で計画図面も出来ており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法については、雨水は浸透槽放流で、排水については、集落排水に接続予定で周辺農地の営農条件に支障を生ずる恐れはないものと見込まれます。</p> <p>以上、第 15 号議案 3 件につき、許可相当意見とする事を原案といたします。議案の説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等はありませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	その他にご質問はありませんか。ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第 15 号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。(賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、当該議案については原案のとおり決定いたします。
議 長	次に、第 16 号議案の、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用集積計画案について上程します。事務局より説明をお願いします
事務局	<p>それでは第 16 号議案について説明させていただきます。議案書 10 ページをご覧ください。改正前農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。使用貸借権設定 20 件、賃借権設定 12 件です。議案書 11 ページをご覧ください。(議案書のとおり説明)</p> <p>以上につきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第 16 号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。担当地区委員は何か補足等ありませんか。
議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の 9 番から 12 番については 5 番委員、30 番については 17 番推進委員が「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により議事参与の制限を受けますので、議事参与の制限を受ける案件以外の番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	議事参与の受ける案件以外の番号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数と認め、該当案件については原案のとおり決定いたします。
議 長	それでは、9 番から 12 番になります。5 番委員には一時退出をお願いします。(委員退出)
議 長	それでは、5 番委員に関連する番号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	該当案件について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数と認め、該当案件については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室)
議 長	続いて、30 番です。17 番推進委員には一時退出をお願いします。 (委員退出)
議 長	17 番推進委員に関連する番号について、発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。
議 長	該当案件について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	賛成多数と認め、該当案件については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は、委員を入室させてください。 (委員入室)
議 長	次に、第 17 号審議保留相当案件の意見の決定について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、第 17 号議案について説明いたします。 議案書 19 ページをご覧ください。使用貸借権設定 1 件、地上権設定 1 件です。21 ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、営農型太陽光発電施設の申請は、「営農型太陽光発電施設の支柱部分の一時転用について」を 5 条許可申請で、「農地の上空に設置する、太陽光設備のパネルの部分の地上権（上部空間に設備を設置するための権利）の設定について」を 3 条許可申請で、同時申請をし、愛知県知事による 5 条の許可と同日に 3 条許可を下ろす運用となっています。どちらかのみ許可が下りるという事はありません。今回は同一の申請番号として議案に上がっています。</p> <p>番号 1 番。申請者・申請地、記載のとおり。 本議案は営農型発電設備設置についての一時転用許可の期限を迎え、再許可を得るべく申請された案件に対し、事前調査等の結果、担当地区委員より「植栽された木の生育状況が芳しくなく、土壌改良などの改善措置が農業委員会にて確認出来るまでは、保留相当が望ましい」という意見が上がりました。 「更新案件チェックシート」と記載された資料をご覧ください。更新するにあたり確認すべき項目となります。木は植栽してからはじめての収穫までに 5～6 年の期間を要するため、今般の更新許可では、単収や作物品質で判断する事は出来ず、生育状況や適切な営農活動の観点から判断するものとなりますが、指導を受け止めて改善の意思・行動が確認できれば、不許可とする事は出来ません。決定的な否決理由がないためです。 現場写真をご確認ください。昨年と今年の木の生育状況となります。枝や葉の状態を見ると健全とは言えないという意見がありました。故に事前審査会において、申請者たちに作物の出荷に至る見通しがたつような改善措置講じる必要がある旨を申し添えたところ、申請者たちより、まず土壌改良等を行うと伝えられました。 不許可相当と判断されれば、本来であればパネルを撤去し、農地への原状回復を行う必要性がありますが、今般の場合、当初計画から逸脱はしておらず、なおかつ指導に対し、</p>

	<p>前向きな改善姿勢が見られたために、今月案件には上程せず、改善措置が農業委員会にて確認できるまでは保留とするという意見で担当地区委員は一致しました。</p> <p>以上の事から、番号1番ついて、改善措置が確認できるまでは、申請案件の審議を保留とする事を原案といたします。 第18号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
9番委員	<p>こちらの方ですが、自身が取締役を務める会社に貸すという事で、議事録などが必要でないかという話もありましたが、申請するにあたって株主総会の議事録までは添付を強制する事が出来ません。 我々も現場を見させていただきましたが、健全に育っていると断言できる作物が少ない状況でした。ですので、議案として上げることも難しいと思いました。チェックシートの確認項目を見てもらったとおりです。事前審査会で申請者へもこの件を伝えております。そういった経緯もあり、造園屋からの指導を受ける、土壌改良を行うなどの目に見る形で、改善した事がわかるまでは保留とするのが望ましいのではという事でご理解をしていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>その他、発言はありますか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
12番委員	<p>あの状況から榊の収量が確保できて、販売に至るのは難しいと思います。3年後の更新の時もまた同じ話になるのではないかと。</p>
事務局	<p>先にも説明しましたが、今般はまだ榊の生育期間のため、指導を受けて動きがありますので、決定的な否決理由はないです。当初計画では5、6年で収量確保できているという内容です。次の3年後の更新申請では明確な判断材料があります。</p>
12番委員	<p>土が悪いのが本当に原因なのか。</p>
9番委員	<p>元々あの場所は、低い田んぼでかなりの湿田でした。青地だけ構造改善したのかなと思うほど形状でした。そこに■■さんが土を入れてかさ上げして今の状況にしたので、普通の田畑とは土の性質がちょっと違うのではと思います。</p>
事務局	<p>まずは、収量確保できる改善措置を講ずる事を確認するのが農業委員会で役割だと思います。代理人より24日に■■さんは〇〇市の▼造園屋に現場立ち会いをしてもらって、土の発注をかけたと聞いております。</p>
議 長	<p>造園屋さんに見てもらっているんですね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
議 長	<p>その他、発言はありますか。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第17号議案について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>

議 長	次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書をご覧ください。 報告第1から第3、報告案件計22件について説明いたします。 (議案書のとおり説明)
議 長	以上で説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
議 長	ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。存じます。
議 長	以上をもちまして第4回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。